

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳		
実施機関の名称	京都市長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文化市民局
			地域自治推進室
			市民窓口企画担当
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳における住民情報管理のために利用する。		
記録項目	別紙のとおり		
要配慮個人情報の有無	含まない		
記録範囲	京都市民		
記録情報の収集方法	本人からの届出、他の地方公共団体の機関からの提供		
記録情報の経常的提供先	無		
	理由	無	
記録情報のその他の利用又は提供先	無		
	理由	無	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号に該当(電算処理ファイル)		
令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	無		
開示請求等を受理する組織	名称	京都市役所情報公開コーナー(総合企画局情報化推進室情報管理担当)	
	所在地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	法令等の名称	住民基本台帳法第八条、第九条	
	対象項目	7 記録項目と同じ	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をするファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	名称	-	
	所在地	-	

作成された行政機関等匿名加工情報の概要(作成した場合に記載)

本人の数	—
情報の項目	—
提案をすることができる期間	—
提案を受ける組織	—

備考	—
----	---

記 録 項 目	<p>1 氏名、2 出生の年月日、3 男女の別、4 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄、5 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨、6 住民となった年月日、7 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日、8 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所、9 個人番号、10 選挙人名簿に登録された者については、その旨、11 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの、12 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者をいう。第二十八条の二及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの、13 介護保険の被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条の規定による介護保険の被保険者（同条第二号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十八条の三及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの、14 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者（同条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。）をいう。第二十九条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの、15 児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。）をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。）については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの、16 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十一条第三項において同じ。）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの、17 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。）、18 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項</p>
---------	--